平成２９年（フ）第４号
群馬県邑楽郡大泉町大字古海323番地の16
債務者　古閑ツトムこと　ＫＯＧＡ　ＴＳＵＴＯＭＵ
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第８号
群馬県邑楽郡大泉町朝日２丁目７番17号、前住所千葉県南房総市千倉町千田789番地１
債務者　根本　　彩
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第９号
群馬県邑楽郡邑楽町大字藤川1085番地１
債務者　田部井理恵
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１４号
群馬県太田市内ケ島町238番地10　ハイツおおつき203号
債務者　渡辺　智則
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１３号
長崎県長崎市深堀町３丁目117番地　大山アパート202
債務者　古川　弘喜
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２００号
茨城県下妻市半谷31番地
債務者　柴森　直人（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第５号
茨城県筑西市船玉349番地３　グリーンハイツ201、前住所茨城県筑西市関本肥土96番地29
債務者　津守　　孝
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第８号
茨城県下妻市今泉109番地　フォーリア今泉101号室
債務者　鶴見　　啓
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１６号
茨城県古河市鴻巣800番地１　ルーラルフラワー尾花Ｂ棟102号
債務者　坂入　正夫
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１８号
茨城県古河市茶屋新田142番地10　城南ハイツ103号
債務者　溝畑　行夫
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１９号
茨城県坂東市辺田295番地４
債務者　宮本　正人
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１号
富山県高岡市佐野98番地　ベルクレール佐野106号
債務者　澤田　純一
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第５号
富山県高岡市木津374番地
債務者　神子高弘昌
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第３８０号
山梨県甲府市池田３丁目14番10号、前住所山梨県甲府市住吉３丁目23番15号　サンハイツふじＡ103
債務者　立川　大作
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２号
山梨県西八代郡市川三郷町岩間1455番地　県営岩間平団地２－201号
債務者　渡邊ちよみ
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７号
山梨県甲府市千塚３丁目１番22号
債務者　村松　達秀
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０３号
長野市三輪５丁目９番0202号　柳町団地
債務者　遠藤　光子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係